

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年11月17日付けの通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、「〇〇区においても派遣村や〇〇区同様、医療等自己負担額は0である。」等と主張しており、処分庁が本件処分により請求人に係る医療費の本人支払額を無料とする決定をしないことをもって、本件処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月5日	諮問
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。
- (2) 保護基準によれば、12月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）。期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給されるものである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。）第7・問37・答）。なお、同通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準とされている。
- (3) また、同じく地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準とされている「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚

生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)によれば、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされており（医療扶助運営要領第3・2・(2)・ア）、また、福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者について、本人支払額を変更すべきことを確認したときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこととされている（医療扶助運営要領第3・2・(3)・ア）。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、現に医療扶助を受けている請求人について、平成29年12月1日を保護変更決定年月日、決定した理由を「期末一時扶助費の認定により」として、本件期末一時扶助費（13,890円）を認定するとともに、医療扶助について、収入認定月額（135,785円）から当該扶助費を含む最低生活費（131,360円）を減じて得た額（4,420円）を医療費の本人支払額とする旨の本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正になされており、違算も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）の理由により、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、本件処分は、現に医療扶助を受けている請求人について、本件期末一時扶助費を認定して医療扶助費の本人負担分を変更するものであるところ、本件処分は法令等の定めに基づき適正になされたものと認められることは上記2のとおりである。

これに対し、請求人は、処分庁が本件処分により請求人に係る医療費の本人支払額を無料とする決定をしないことを不服としている

ものと解されるが、本件処分において、医療費の本人支払額は、請求人の収入認定月額が最低生活費を上回っていることに基づいて決定されており、そのような取扱いが法令等に則った措置であることは、上記（１・(3)及び２）に示したとおりである。

その他、請求人は本件処分が違法又は不当である旨をるる主張するが、本件処分とは直接の関係がなく、認めることはできない。

したがって、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹